

別府市診療情報提供（みなし健診）事業 事務処理マニュアル  
別府市医師会会員医療機関用

## 1 事業目的

本事業は、生活習慣病等で治療中の被保険者に特定健診未受診者が多いことに着目し、医療機関が保有している未受診者の検査結果データを特定健診データをして収集・集積することにより、別府市内の国保保険者における特定健診の受診率の向上及び、糖尿病性腎症重症化予防事業対策の取り組み強化、並びに保健指導の充実に資することを目的とするものです。

## 2 事業概要

生活習慣病等治療中かつ今年度特定健診未受診者の方の内、被保険者の同意が得られた場合に、医療機関が保有する検査結果情報の提供を、別府市医師会をとおり別府市に提出いただくことで特定健診を受診したとみなし、特定健診データとして収集いたします。また、結果票の作成・提供にあたり市から別府市医師会を通じてみなし健診に係る費用が医療機関へ支払われます。

## 3 事業内容

該当の被保険者が貴医療機関へみなし健診結果票を持参されましたら、本事務処理マニュアルを参照のうえ、みなし健診結果票を別府市医師会に提出をお願いします。

（1）対象者：市から通知が届いた者：下記ア～ウの全てを満たす者へ通知を送付しております

ア 40歳から74歳までの別府市国民健康保険被保険者

イ 特定健診対象者

ウ 2021年度特定健診において特定健診未受診者

（2）医療機関に本人が持参するもの：下記ア、イの両方の持参が必要

ア みなし健診結果票（様式第2号）

イ 別府市国民健康保険被保険者証

（医療機関におきまして、被保険者番号記入欄があります）

（3）提出書類：みなし健診結果票（様式第2号）

検査結果データ等からの医療機関記入欄にご記入のうえ、別府市医師会に提出してください。

（4）記入上の留意事項

ア 本人記入欄【同意欄】【問診】について

（ア）同意欄及び問診に記入がない場合は、本人に記入をお願いしてください。

（イ）ご記入が不自由な方の場合は、医療機関従事者の代筆をお願いします。

イ 医療機関記入欄の作成について

(ア) 必須項目は全て記入してください。

(イ) 追加項目は検査結果がある場合に記入してください。(任意事項)

(ウ) 医師の判断日は、医師が基本項目等の検査結果をもとに総合判断を実施した日付を記入してください。

(エ) 検査が複数日にまたがる場合は、最初に行われた検査実施日から 3 か月以内に医師の総合判断が出来る様検査を行ってください。

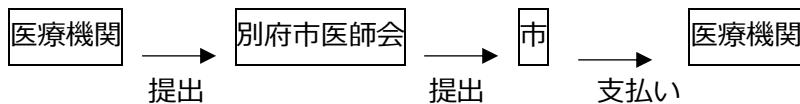
(5) みなし健診結果票の提出

毎月月末締め、翌月 10 日までに当月分のみなし健診結果票（様式第 2 号）及びみなし健診報告書兼請求書（様式第 1 号）を別府市医師会へ提出してください。

(6) みなし健診料

1 件あたり 2,500 円（税込み）

(7) みなし健診料の支払時期



(8) みなし健診結果票（様式第 2 号）について

別府市医師会をとおして提出されたみなし健診結果票（様式第 2 号）については、別府市で被保険者の資格確認及び記載事項の確認等を行います。確認の結果、資格喪失者や各様式の記載事項の不備により、決定しない場合もありますことをご了承ください。電話確認等に対応出来る軽微なものについては、別府市から電話確認を行う場合がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(9) 留意事項

みなし健診結果票の提出があった者は特定健診を受けることは出来ません。

必須項目は全て記入がないと支払いが出来ません。

4 実施主体

別府市健康推進課 成人保健係 電話：21-2188（直通）